

滋賀県の広告事業・ 寄附制度のご案内

滋賀県では、民間事業者の皆様と連携し、県民サービスの一層の向上を図る取組として、県有資産を活用した広告事業や各種施策に関する寄附制度の運用を行っています。企業や団体の皆様におかれましては、取組の趣旨をご理解の上、ぜひ広告媒体の活用や寄附への協力をご検討くださいますようお願い申し上げます。

県有資産を活用した広告事業

- | | | |
|---------------|------------------|---|
| (1) ネーミングライツ | | |
| ①施設特定型募集 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| ②提案型募集 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| (2) その他の広告事業 | | |
| ①県立施設の広告枠 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| ②県ホームページ等の広告枠 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| ③県刊行物の広告枠等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |

各種施策に関する寄附制度

- | | | |
|------------------------------|------------------|---|
| (3) マザーレイク滋賀応援寄附 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (4) 琵琶湖博物館に関する寄附等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| (5) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に関する寄附 | ・・・・・・・・ | 5 |
| (6) 学習船「うみのこ」の新船建造に関する寄附 | ・・・・・・・・ | 6 |
| (7) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） | ・・・・・・・・ | 6 |

(1) ネーミングライツ

制度概要

ネーミングライツは、自治体等の施設やイベントに企業名や商品名などの愛称を付与する権利（命名権）のことで、取得により企業イメージや企業・商品の認知度、社員のモチベーションの向上のほか、地域住民との連携などの面で効果が期待できます。

滋賀県では、平成 25 年度からこの制度を導入しており、パートナー企業に納付いただいたネーミングライツ料は、施設サービスの充実を通じて、県民の皆様に還元しています。



滋賀県立長浜ドーム契約締結式
(平成 27 年 12 月 18 日)

■ネーミングライツ契約締結実績（平成 28 年 11 月 1 日現在）

施設名	①県民の森	②滋賀県立長浜ドーム	③滋賀県立体育館
NRパートナー	滋賀日産自動車株式会社	学校法人関西文理総合学園	株式会社成基
愛称	滋賀日産リーフの森	長浜バイオ大学ドーム	ウカルちゃんアリーナ

NRパートナー【滋賀日産自動車株式会社】様から寄せられたご意見

車名の「リーフ」と森林公園のイメージがマッチし、環境にやさしい車を PR できるという思いから手を挙げた。これまでの CSR の取組ともマッチしており、森を守るお手伝いを通じて、お客様にも喜んでいただき、社員にも達成感を味わわせていきたい。

ネーミングライツ料の活用例



滋賀日産リーフの森
(展望デッキを整備)

① 施設特定型募集

文化施設

施設名	所在地	ネーミングライツ料 (希望額・年額)	パートナー特典
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	大津市	大ホール	①施設利用料金および付帯設備利用料金の半額免除 (年間免除上限額は契約額の 10%) ②(文化産業交流会館のみ)パンフレット等の備付・配布
		中ホール	
		小ホール	
滋賀県立青少年宿泊研修所	竜王町	250 万円	
滋賀県希望が丘文化公園の陸上競技場	野洲市	200 万円	
滋賀県立文化産業交流会館	米原市	イベントホール	280 万円
		小劇場	80 万円



滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール

森林公園

施設名	所在地	ネーミングライツ料 (希望額・年額)	パートナー特典
滋賀県立近江富士花緑公園	野洲市	300 万円	希望する特典をご提案いただけます。
山門水源の森	長浜市	100 万円	



山門水源の森

都市公園

施設名	所在地	ネーミングライツ料 (希望額・年額)	パートナー特典
びわこ文化公園の夕照庵	大津市	40万円	希望する特典をご提案いただけます。
奥びわスポーツの森	長浜市	130万円	



奥びわスポーツの森

社会体育施設

施設名	所在地	ネーミングライツ料 (希望額・年額)	パートナー特典
滋賀県立武道館	大津市	220万円	希望する特典をご提案いただけます。
滋賀県立彦根総合運動場の野球場	彦根市	370万円	
滋賀県立アイスアリーナ	大津市	380万円	
滋賀県立スポーツ会館	大津市	150万円	
滋賀県立琵琶湖漕艇場	大津市	40万円	
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	大津市	20万円	
滋賀県立ライフル射撃場	大津市	10万円	
滋賀県立栗東体育館	栗東市	150万円	
滋賀県立伊吹運動場	米原市	30万円	



滋賀県立アイスアリーナ



滋賀県立琵琶湖漕艇場

<ネーミングライツ（施設特定型募集）に関する注意事項>

- ・ ネーミングライツ料は、県が希望する年額（消費税および地方消費税を含む。）で、この金額未満の申込みも可能です。
- ・ 施設によっては、命名条件を定めている場合があります。
- ・ 契約期間や愛称（看板）の表示可能場所など、詳しくは、担当課・室へお問い合わせください。

② 提案型募集

「①施設特定型募集」に掲載している施設以外にも、ネーミングライツの導入を希望する県立施設やイベント等があれば、ご提案いただくことができます。

ア 対象施設等

県が所有する施設・備品、県が実施するイベント（ただし、以下のものは除きます。）

- ・ 庁舎、学校、警察施設、病院、福祉施設
- ・ ネーミングライツ導入済または「施設特定型募集」で募集中の施設
- ・ これまでの経過などにより、愛称を付すことが適さない施設・備品、イベント

イ 提案内容

- ・ 対象施設等
- ・ 愛称
- ・ ネーミングライツ料
- ・ パートナー特典
- ・ 契約期間（原則3年以上、ただし、イベントは原則1年未満）

(2) その他の広告事業

① 県立施設の広告枠

募集概要

県立施設の広告枠の購入者を募集しています。

J Rや幹線道路沿いの広告枠など、施設を利用される方のほか、多くの方へのP Rが可能な広告物もありますので、ぜひご検討ください。

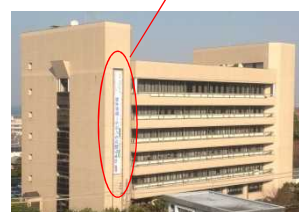
施設名(種類)	金額(月額)	期間	担当課・室(電話番号)
県庁本館、新館、東館、大津合同庁舎内(ポスター)	4,000円～	1カ月～	総務課(077-528-3111)
大津合同庁舎屋外(懸垂幕)	25万円	1カ月～	
びわこモーターボート競走場(ポスター・看板)	15,731円～	1年	事業課(077-522-1122)
大津港ターミナルビル(ポスター)	18,078円	1カ月～	流域政策局(077-528-4156)



県庁内(ポスター)



びわこモーターボート競走場(看板)
※国道161号線沿い



大津合同庁舎(懸垂幕)
※J R琵琶湖線沿線

② 県ホームページ等の広告枠

募集概要

県ホームページのバナー広告や、県職員が日々利用するパソコンのログオン画面等の広告枠の購入者を募集しています。

1カ月単位で申し込めますので、気軽にお問い合わせください。



滋賀県公式ホームページ



県職員用パソコンログオン画面

名称	金額(月額)	期間	担当課・室(電話番号)
滋賀県公式ホームページ	4万円	1カ月～	広報課(077-528-3041)
びわこモーターボート競走場ホームページ	2万円	1～6カ月	事業課(077-522-1122)
琵琶湖博物館ホームページ	1万円	1～6カ月	琵琶湖博物館(077-568-4811)
電子入札システムポータルサイト	3万円	1カ月～	監理課(077-528-4116)
滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	5,000円	1カ月～	生涯学習課(077-528-4652)
図書館ホームページ	5,000円	1～6カ月	図書館(077-548-9691)
県職員用パソコン(約5,000台)のログオン・ログオフ画面	7万円	1カ月～	情報政策課(077-528-3384)

<①および②に関する注意事項>

- ・ 金額は、1枠あたりの月額(消費税および地方消費税を含む。)で、「〇〇円～」とあるのは最低金額を表示しています。(場所や大きさ等で金額が異なります。)
- ・ 募集時期や応募者多数の場合の取扱いなど、詳しくは、担当課・室へお問い合わせください。

③ 県刊行物の広告枠等

募集概要

県が発行する刊行物等の広告枠の購入者を募集しています。
新聞折り込みの広報誌「滋賀プラスワン」や納税通知書の封筒など、県民の皆さんに幅広くPRする上で効果的な広告物もありますので、ぜひご検討ください。



滋賀県広報誌
「滋賀プラスワン」

名称	金額(月額)	発行時期	発行部数等	担当課・室(電話番号)
滋賀県広報誌 「滋賀プラスワン」	10万円～	奇数月 (年6回)	新聞折り込み等 51万部/回	広報課 (077-528-3041)
環境白書「滋賀の環境」	最低落札価格 3万円	10月頃	7,000部 関係機関、学校等に配布	環境政策課 (077-528-3354)
労働広報紙「滋賀労働」	1万3,000円	3月、5月、 9月、12月頃	5,300部/回 県内事業所(従業員30人以上)等に配布	労働雇用政策課 (077-528-3751)
工業技術総合センター広報誌 「テクノネットワーク」	1万円	7月、10月、 2月頃	2,000部/回 モノづくり関連企業等 (約1,400社)に送付	モノづくり振興課 (077-528-3791)
滋賀県家庭教育啓発ポスター	1口1万円	2月頃	約2,500部 県施設、学校等に配布	生涯学習課 (077-528-4654)
自動車税納税通知書封筒	最低落札価格 70万円	5月頃	送付数 約38万通	税政課 (077-528-3210)

<③に関する注意事項>

- ・ 金額は、1枠あたりの月額(消費税および地方消費税を含む。)です。
- ・ 「滋賀県家庭教育啓発ポスター」は、協賛金を募集し、協賛企業名をポスターに掲載します。
- ・ 募集時期や応募者多数の場合の取扱いなど、詳しくは、担当課・室へお問い合わせください。

(3) マザーレイク滋賀応援寄附

募集の趣旨

琵琶湖を愛する方や滋賀の歴史・文化に魅力を感じる方、滋賀県を応援したい方の思いに応えるため、「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、広く寄附を募集しています。



寄附金を活用した事業例
(外来生物防除対策事業)

寄附金の活用

- ①琵琶湖に関する事業
(琵琶湖の総合保全、琵琶湖における環境学習および体験学習、琵琶湖に対する総合的な理解)
- ②滋賀の豊かな歴史的文化的資産に関する事業
(歴史的文化的資産の保存、歴史的文化的資産の活用)

活動の発信

- ①寄附をいただいた企業等の名称および寄附金を活用した取組を県ホームページに掲載します。
- ②ご希望に応じて寄附金贈呈式を開催し、その様子を広報します。



寄附金贈呈式

(4) 琵琶湖博物館に関する寄附等

募集の趣旨

琵琶湖の価値を発信するとともに、滋賀・琵琶湖・環境の象徴施設である琵琶湖博物館のリニューアルや博物館活動の充実を図るため、寄附等を募集しています。



滋賀県立琵琶湖博物館

寄附の活用

- ①琵琶湖博物館のリニューアル（常設展示、交流空間・交流機能の再構築に活用）
- ②企業等メンバーシップ（企業等を対象とした琵琶湖博物館会員制度）
- ③水槽サポーター（水槽の維持管理に活用）

活動の発信

- ①寄附企業等については博物館内に銘板で企業名等を掲示し、名称を将来にわたって顕彰します。
- ②企業等メンバーシップについては、館内に企業名等を掲示します。
- ③水槽サポーターについては、水槽付近にサポーター名を掲示します。
- ④ホームページ等に企業名等を掲載します。
- ⑤リニューアルサポーターは、感謝状贈呈式等での感謝状授与を行います。
- ⑥社内の研修会や催し等に琵琶湖博物館が協力します。



寄附企業等の銘板

(5) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に関する寄附

募集の趣旨

平成 36 年に滋賀県で開催する「国体・全国障害者スポーツ大会」に向けて、滋賀をスポーツで元気にするため、広く寄附を募集しています。



次世代アスリート発掘育成プロジェクト

寄附の活用

- ①主会場となる（仮称）彦根総合運動公園をはじめとするスポーツ施設の整備
 - ②スポーツ選手の発掘、育成および強化（次世代アスリート発掘育成プロジェクト等）
- なお、開催の3年前（平成 33 年）頃から、大会運営経費に対する寄附も募集します。

活動の発信

寄附をいただくことが、「滋賀のスポーツを応援する」企業であることの PR につながるよう、積極的に発信を行います。

- ①今後整備するスポーツ施設に銘板等を設置、企業等の名称を将来にわたって顕彰します。
- ②競技力向上対策事業で企業名を表示して PR を行います。
- ③毎年開催する「開催準備委員会総会」の場等での感謝状授与を行います。

(6) 学習船「うみのこ」の新船建造に関する寄附

募集の趣旨

平成 30 年度の就航に向け、学習船「うみのこ」の新船建造を進めています。

昭和 58 年に現船が就航して以来、約 52 万人の児童が乗船した学習船「うみのこ」が生まれ変わります。滋賀県を代表するシンボルである学習船「うみのこ」を皆様と共に形作っていこうという思いから、広く寄附を募集します。

寄附の活用

学習船「うみのこ」の新船建経費に活用させていただきます。



現在の学習船「うみのこ」

活動の発信等

- ①寄附企業については、新船に企業名等の銘板を掲示し、名称を将来にわたって顕彰します。
- ②希望する寄附企業向けに、新船の見学会を開催します。

(7) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）※滋賀県外に本社を持つ企業向け

募集の趣旨

平成 27 年 10 月に地方版総合戦略「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、「訪れるなら滋賀」「住むなら滋賀」「働くなら滋賀」「子育てするなら滋賀」「幸せな最期を迎えるなら滋賀」と思っただけのような豊かな滋賀づくりに取り組んでいます。

今般、国において、地方創生にかかる取組の実効性を高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されました。（平成 28 年度から平成 31 年度までの期間限定です。）この制度を活用し、地方創生に取り組むたいと考えています。

寄附の活用

地方版総合戦略に位置づけられた以下の地方創生関連事業の中から、寄附を希望される事業を選んでいただけます。

- | | | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 結婚・出産・子育て | <input type="checkbox"/> 教育環境づくり | <input type="checkbox"/> 水環境ビジネス | <input type="checkbox"/> 産業振興、雇用創出 |
| <input type="checkbox"/> 移住促進 | <input type="checkbox"/> 観光振興 | <input type="checkbox"/> 高齢者の社会参加・健康長寿 | |
| <input type="checkbox"/> エネルギー関連 | <input type="checkbox"/> スポーツと文化 | <input type="checkbox"/> 社会資本の維持 | <input type="checkbox"/> 農林水産業の振興 |
| <input type="checkbox"/> 交通まちづくり | <input type="checkbox"/> 防災・防犯対策 | <input type="checkbox"/> 琵琶湖の保全・再生 | |
| <input type="checkbox"/> 世界農業遺産への取組 | <input type="checkbox"/> ゆとりある生活環境 | <input type="checkbox"/> 子どもの貧困対策 | |



写真は寄附対象事業のイメージです。

< (3) から (7) の寄附に関する税制優遇の内容 >

(3) から (6) ※ (4) は「④琵琶湖博物館のリニューアル」のみ寄附として対象

法人からの寄附は、法人税法の規定に基づき、損金算入されます。（実質的な企業負担は約 7 割）

(7) ※滋賀県外に本社を持つ企業向けの制度です。

損金算入措置に加え、法人事業税、法人住民税および法人税において税額控除が措置されます。（実質的な企業負担は約 4 割）

- このパンフレットに掲載している情報は、平成28年11月1日現在のものです。
- 最新の募集情報や詳しい内容につきましては、滋賀県のホームページをご覧ください。
か、下記担当課・室までお問い合わせください。

(1)ネーミングライツ

(県HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/gyokaku/nr/index.html>

内 容	担当課・室	電話番号	E-Mail
制度全般・提案型募集	行政経営企画室	077-528-3291	bc00060@pref.shiga.lg.jp
文化施設	文化振興課	077-528-3341	ck00@pref.shiga.lg.jp
社会体育施設	スポーツ課	077-528-3361	sports@pref.shiga.lg.jp
森林公園	森林政策課	077-528-3918	dj00@pref.shiga.lg.jp
都市公園	都市計画課	077-528-4281	ha06@pref.shiga.lg.jp

(2)その他の広告事業

(県HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/b/zaisei/zaisan/rikatsuyou.html>

※各広告事業のお問い合わせ先は、3ページおよび4ページを御覧ください。

(3)マザーレイク滋賀応援寄附

(県HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/ouen>

担当課・室	電話番号	E-Mail
企画調整課	077-528-3310	kikaku@pref.shiga.lg.jp

(4)琵琶湖博物館に関する寄附等

(県HP) http://www.lbm.go.jp/renewal/biwahaku_supporter.html

担当課・室	電話番号	E-Mail
琵琶湖博物館	077-568-4811	de52@pref.shiga.lg.jp

(5)国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に関する寄附

(県HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/kokutai/kokutaitoppage.html>

担当課・室	電話番号	E-Mail
国体・全国障害者スポーツ大会準備室	077-528-3321	kokutai@pref.shiga.lg.jp

(6)学習船「うみのこ」の新船建造に関する寄附

担当課・室	電話番号	E-Mail
教育総務課	077-528-4512	ma0002@pref.shiga.lg.jp

(7)地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

(県HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/jinkougensho/kigyuu-furusato.html>

担当課・室	電話番号	E-Mail
企画調整課	077-528-3312	ad0002@pref.shiga.lg.jp

H30年度当初予算案における歳入確保の状況

(主な取組内容)

①ネーミングライツ

(単位:百万円)

	主な取組内容	H29 予算額	予算案	差引 (取組拡充額)	前回公表時点 (取組拡充額)
新たな取組	・「安土城考古博物館セミナーホール」へ導入 ・「打出のコヅチ」の講座名称へ導入	52.2	52.5	0.3	0.3

②広告事業

	主な取組内容	H29 予算額	予算案	差引 (取組拡充額)	前回公表時点 (取組拡充額)
従前からの取組の拡充	・ホームページバナー、庁舎壁面、共通事務端末画面等について取組を拡充	22.0	30.2	8.2	3.9
新たな取組	・ホームページ、公共施設・印刷物への広告枠の新設 ・公用車に対する広告募集 ・「運転免許センター」「琵琶湖博物館」広告付きデジタルサイネージの導入				

③自動販売機公募

	主な取組内容	H29 予算額	予算案	差引 (取組拡充額)	前回公表時点 (取組拡充額)
従前からの取組の拡充	・庁舎や公の施設を中心に設置し、H21からは公募制を導入 ・県庁南駐車場など10施設において新設・追加設置を行う	83.4	84.0	0.6	2.1

④寄附の獲得

	主な取組内容	H29 予算額	予算案	差引 (取組拡充額)	前回公表時点 (取組拡充額)
従前からの取組の拡充	・第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金 ・クレジットカード即時決済の導入による寄附手続きの簡素化	72.7	79.6	6.9	6.0
新たな取組	・ミシガン州立大学連合日本センターへの寄附				

⑤資産の売却

	主な取組内容	H29 予算額	予算案	差引 (取組拡充額)	前回公表時点 (取組拡充額)
新たな取組	・施設更新に伴い不要となる土地、廃川・廃道予定地等の売却	—	526.9	526.9	510.2

⑥その他

	主な取組内容	H29 予算額	予算案	差引 (取組拡充額)	前回公表時点 (取組拡充額)
従前からの取組の拡充	・モーターボート競走事業からの繰入額の確保 ・市町振興資金貸付事業特別会計からの繰入 ・自治体国際化協会国際交流支援事業助成金の増 ・琵琶湖博物館キャンパスメンバーズ制度 等	190.3	300.0	109.7	116.4
新たな取組	・県庁舎および大津合同庁舎からの排出古紙を売却				

税金について

県や市町（地方公共団体）、国は私たちの社会を維持し、豊かにし、発展させるために教育の振興、社会福祉の増進、道路などの整備、消防・警察などいろいろな仕事をしています。国や地方公共団体がこうした仕事をしていくためには多額のお金が必要となります。

みんなが暮らしやすい社会を築いていくため、この費用を負担しあっていくのが**税金**です。言い換えれば、税金とは「**社会の一員として暮らしていくうえでの会費**」のようなものと言えます。

税金の種類

○国税と地方税

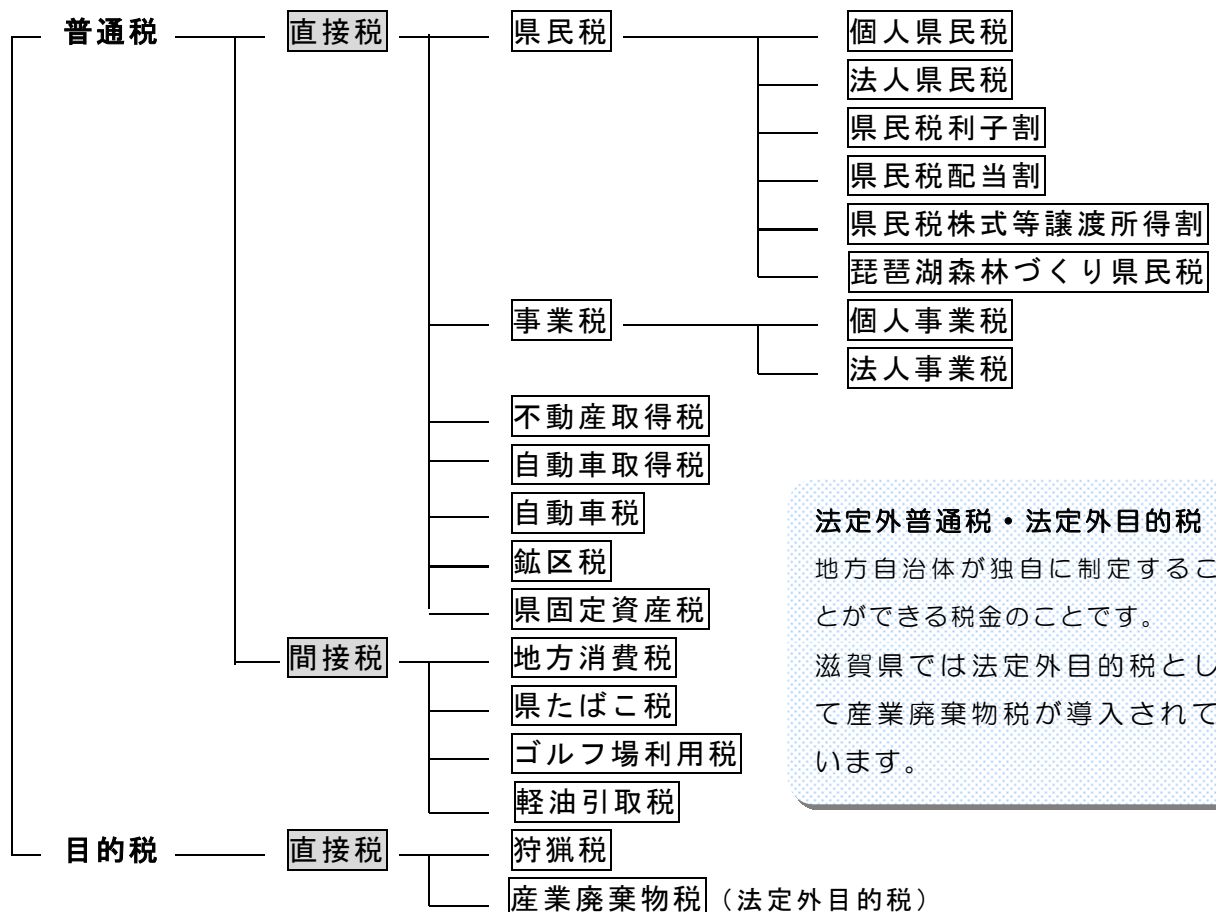
税金は国に納められる国税と県や市町などの地方自治体に納められる地方税があります。

国税は、広く国民のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金です。

地方税は、地方自治体はその地域の住民の生活に係わる仕事を行うために地方自治体が課す税金です。

地方税には、県が課す**県税**と市町が課す**市町税**があります。

県税(滋賀県)



国税

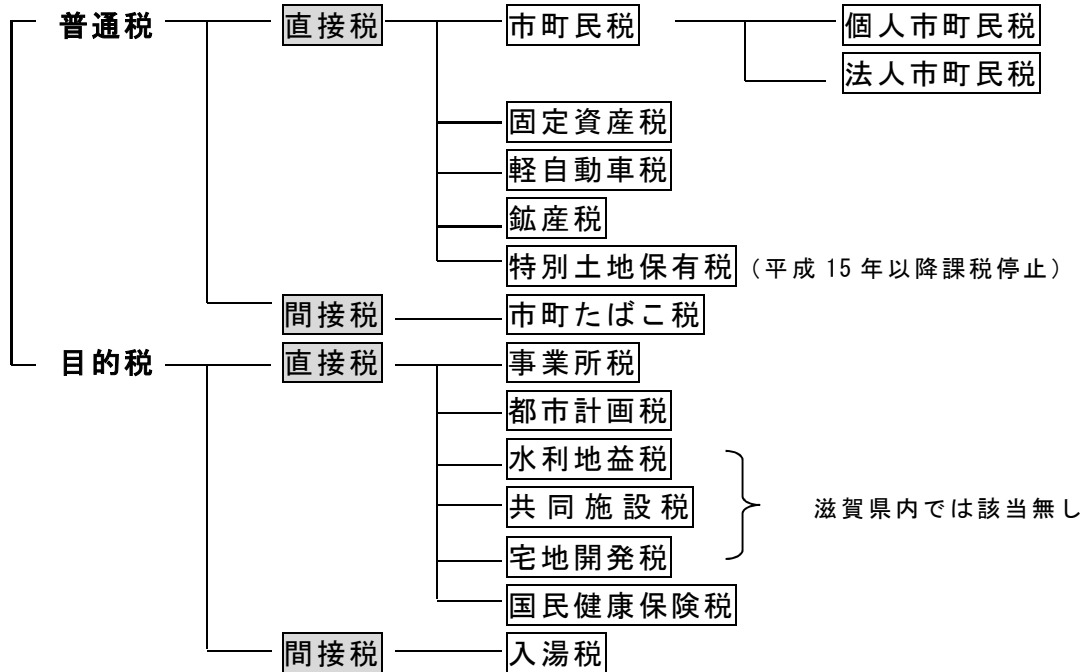
直接税

所得税、(復興特別所得税)、法人税、地方法人特別税、地方法人税、相続税、贈与税、
※地価税(平成10年以降課税停止)

間接税

消費税、酒税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、石油ガス税、電源開発促進税、たばこ税、たばこ特別税、とん税、特別とん税、印紙税、自動車重量税、登録免許税、関税

市町税



○直接税と間接税

直接税……税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が同一である税金をいいます。

間接税……税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が異なる税金をいいます。

○普通税と目的税

普通税……税金の使いみちが特定されていない税金で、国や地方公共団体の一般経費に充てられます。(大部分の税金がこれにあたります。)

目的税……税金の使いみちが特定されている税金です。

○所得課税・消費課税・資産課税等

どのような活動に課税するかによって税金を分類することができます。

所得課税……給与や会社の利益といった所得を得るという行為に対して課せられる税金です。

消費課税……財やサービスを消費する行為に対して課せられる税金です。

資産課税等……資産を取得した場合や保有している場合に課せられる税金です。

県税滞納額の現状およびその縮減に向けた取組について

1. 県税滞納額等の推移について

「滋賀県行政経営方針 実施計画」

目標：県税収入未済額(徴収猶予額を除く)

平成23年度末 40.1億円 → 平成28年度まで毎年度1.2億円以上の縮減

[単位:百万円]

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
調定額 a	141,980	140,162	143,779	148,827	160,033	162,240
収入額 b	136,925	135,239	139,187	144,548	155,950	158,412
不納欠損額 c	304	385	332	310	268	269
徴収猶予額 d	740	763	842	803	777	821
滞納額 a-b-c-d	4,011	3,775	3,417	3,165	3,038	2,738
個人県民税	2,970	2,924	2,651	2,508	2,433	2,191
その他県税	1,041	851	767	657	605	548
縮減目標額	-	▲120	▲120	▲120	▲120	▲120
縮減実績額	-	▲236	▲357	▲252	▲127	▲300
徴収率 b/a	96.4%	96.5%	96.8%	97.1%	97.4%	97.6%

※四捨五入により合計が合わない場合がある。

- (1) 平成28年度の県税収入は、法人二税が、平成28年3月決算期の企業収益が好調であったことなどにより、前年度決算額と比べ25億円増の1,584億円となり、平成25年度以降4年連続の増加となった。
- (2) 平成28年度の県税滞納額は、個人県民税で前年度比2.4億円、全体としても前年度比で3.0億円減少し、27.4億円となった。
- (3) 平成24年度から平成28年度までの5年間で合計6億円、単年度で1.2億円ずつの縮減を目指すことを組織目標としていた中、毎年度それを超える縮減を重ね、5年間で合計12.7億円と、目標額の2倍を超える縮減となった。

2. 県税滞納額の縮減に向けた5年間の取組結果について

(1) 個人県民税に係る取組

個人県民税は、地方税法において、市町が市町民税と併せて賦課徴収することとされ、県は市町に対し必要な援助を行うこととされている。このため、県は、市町と協議の上、連携した取組を行った。

ア 個人住民税に係る特別徴収の強化

個人住民税の給与からの特別徴収が行われるよう、市町と連携して、特別徴収を行うべき事業者（給与支払者）等に対して働きかけを実施し、現年分の滞納額の発生抑制に努めた。

また平成28年度においては、当該事業者に対して特別徴収税額を通知し、納入義務を課す取組を全市町一斉に実施した結果、特別徴収実施率が前年度比で5.7p増加した。

特別徴収実施率 全国順位 H27 27位 → H28 9位 (平成21年度から実施)

給与所得者のうち特別徴収により納付している納税義務者の割合（特別徴収実施率）

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
69.9%	73.1%	74.1%	74.6%	75.2%	76.7%	80.0%	85.7%

イ 県職員と市町職員による市町税の共同徴収

県職員2人を事業参加市町に1年間派遣し、市町職員と共同で個人住民税をはじめとした市町税を徴収するとともに、事業参加市町からは職員1人を大津市へ派遣した。

(平成23年度から実施 平成28年度をもって事業終了)

	対象市町	前年度徴収率	当年度徴収率	増減
H24	栗東市	94.6%	94.9%	0.3p上昇
H25	愛荘町	92.2%	93.0%	0.8p上昇
H26	甲賀市	95.1%	95.3%	0.2p上昇
H27	守山市	94.6%	95.1%	0.5p上昇
H28	湖南市	95.2%	95.7%	0.5p上昇[速報値]

ウ 県職員の市町への短期派遣

県職員を市町へ短期派遣し、困難案件などについて徴収支援を実施した。

(平成20年度から実施)

	対象市町	派遣日数	延べ人員
H24	長浜市、野洲市、甲賀市	90日	107人
H25	長浜市、守山市、竜王町	58日	61人
H26	湖南市、竜王町	60日	60人
H27	甲賀市、湖南市	60日	60人
H28	草津市、守山市、甲賀市、米原市	113日	118人

エ 個人住民税の県による直接徴収

地方税法第48条の規定に基づき、個人住民税の徴収権限を市町から県に引き継いだ上で、県が直接徴収を実施した。

(平成15年度から実施)

	対象市町	引継	整理(※)	整理率
H24	近江八幡市、守山市、高島市、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町	432人	304人	70.4%
		74,706千円	55,471千円	74.3%
H25	草津市、栗東市、甲賀市、高島市、 愛荘町、豊郷町、甲良町	239人	164人	68.6%
		52,771千円	32,927千円	62.4%

H26	草津市、守山市、栗東市、高島市、 愛荘町、豊郷町、甲良町	255人 28,735千円	145人 17,155千円	56.9% 59.7%
H27	草津市、栗東市、日野町、竜王町、愛 荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	123人 24,139千円	80人 14,985千円	65.0% 62.1%
H28	栗東市、湖南市、竜王町、愛荘町、 豊郷町、多賀町	96人 13,030千円	47人 6,897千円	49.0% 52.9%

(※)整理=徴収+滞納処分+納付誓約+執行停止。

オ 県職員と市町職員による合同捜索チームによる捜索の実施

県職員と市町職員による合同捜索チームを編成し、執行機関の要請に応じて派遣し、滞納者宅等での捜索、差押えを実施した。
(平成22年度から実施)

	チーム参加市町数	事案数	差押財産
H24	3市	13事案	現金等 動産66点
H25	3市町	18事案	ゴルフバッグ等 動産19点
H26	11市町	10事案	現金等 動産3点
H27	12市町	15事案	大型バイク等 動産72点
H28	16市町	23事案	液晶テレビ等 動産16点

カ 合同公売

差押財産の早期換価を進めるため、県および各市町により不動産等の合同公売を実施した。
(平成15年度から実施)

	実施回数	参加市町数	出品	落札	落札額合計
H24	2回	2市	13件	8件	40,014,900円
H25	1回	—	3件	1件	1,150,000円
H26	2回	3市	6件	2件	3,202,000円
H27	1回	3市	7件	0件	0円
H28	2回	4市	15件	3件	5,264,000円

(2) 個人県民税以外の県税に係る取組

滞納額の縮減に向けて、督促後、自主納付を促すための催告を行うとともに、滞納者の財産調査を行い、差押予告書の一齐送付を行うなど、効率的な催告と徹底した滞納処分に努めている。加えて、悪質な滞納者に対しては、家宅等の捜索を実施している。

	差押	捜索	公売			
			種類	出品	落札	落札額合計
H24	2,069件	15事案	不動産等	42件	32件	7,877,075円
H25	1,466件	12事案	不動産等	10件	4件	1,873,011円
H26	1,535件	8事案	不動産等	6件	4件	11,386,000円
H27	1,472件	7事案	不動産	5件	0件	0円
H28	1,118件	12事案	不動産	7件	2件	2,581,500円

(3) 県と市町の税務事務（徴収業務）の共同実施

高島地域および湖東地域において、県および市町がそれぞれ職員の相互併任を行い、共同で県税・市町税の徴収業務を行った。

情報の共有化による効率的な財産調査や県税と市町税の重複滞納者に対する一元的な取扱い、また、県職員と市町職員による共同での搜索実施などにより、両地域とも地域全体として滞納額が縮減された。

ア 高島地域 平成25年8月から高島市役所において実施

[単位：千円]

	滞納額の縮減目標			滞納額の縮減実績				
	H24決算	H29目標	縮減額	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	累計
高島地域	798,879	650,719	▲148,160	▲19,606	▲30,192	▲14,120	▲5,358	▲69,276
県税	85,384	60,448	▲24,936	▲486	▲4,821	▲2,388	585	▲7,110
市税	713,495	590,271	▲123,224	▲19,120	▲25,371	▲11,732	▲5,943	▲62,166

※市税のH28縮減額は速報値。

イ 湖東地域 平成27年8月から県湖東合同庁舎において実施

[単位：千円]

	滞納額の縮減目標			滞納額の縮減実績		
	H26決算	H31目標	縮減額	H27実績	H28実績	累計
湖東地域	587,079	487,969	▲99,110	▲42,525	▲41,462	▲83,987
県税	85,413	65,932	▲19,481	▲17,862	▲7,157	▲25,019
町税	501,666	422,037	▲79,629	▲24,663	▲34,305	▲58,968
愛荘町	318,066	275,269	▲42,797	▲15,171	▲21,487	▲36,658
豊郷町	90,029	66,499	▲23,530	▲15,760	▲8,189	▲23,949
甲良町	93,571	80,269	▲13,302	6,268	▲4,629	1,639

※県税は3町分の合計。町税のH28縮減額は速報値。

3. 県税滞納額の縮減に向けた課題等および平成29年度の取組について

(1) 課題

これまでの市町と連携した取組により、各市町の徴収の技術は確実に向上しているものの、平成19年度の税源移譲後、県税滞納額に占める個人県民税の滞納額の割合は未だ高く（H18:43.9%→H26:79.2%→H27:80.1%→H28:80.0%）、更なる縮減が課題となっている。

また、個人県民税以外の県税については、より一層、適正な課税と確実な徴収に努めることが必要である。

(2) 平成29年度以降の中期目標

「滋賀県行政経営方針 実施計画」

目標：県税収入未済額（徴収猶予額を除く）

平成29年度からの新たな数値目標の設定

平成29年度から平成33年度までの5年間で合計5億円、単年度で1億円ずつの県税滞納額の縮減を図る。

(3) 平成29年度の取組

ア 組織目標（抜粋）

〔県税滞納額の縮減〕

- ・平成29年度決算における県税滞納額を対前年度比1億円縮減する。

〔個人県民税に関する市町との連携強化〕

- ・直接徴収、徴収嘱託の更なる活用を図るとともに、県と市町との延べ連携事業数を対前年度比3割増加する。（平成28年度事業数 33件）

イ 取組内容

個人県民税の滞納額の縮減に向けて、滋賀地方税滞納整理機構の取組を通じ、市町との連携を一層推進する。

従前からの「直接徴収」等の取組に加えて、平成29年度から新たに「市町による県への徴収嘱託」(※)および「県・市町情報交換事業」を実施することにより、県と市町および市町間の連携を更に推進する。

また、徴収率の高い特別徴収制度の活用が有効であることから、市町と連携し、特別徴収を行うべき事業者に対して特別徴収税額を通知し納入義務を課す取組を全市町で引き続き実施し、特別徴収制度の適正な運用に努める。

個人県民税以外の県税については、適正な課税客体の捕捉に努めるとともに、滞納整理の早期着手に加えて、預金、給与、不動産等の差押えや、搜索による動産の差押えなど、徹底した滞納処分に努める。

(※)「市町による県への徴収嘱託」

地方税法第20条の4第1項

地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、当該地方団体は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することができる。

ウ 県税事務所と生活困窮者自立相談支援機関との連携した取組について

(ア) 趣旨

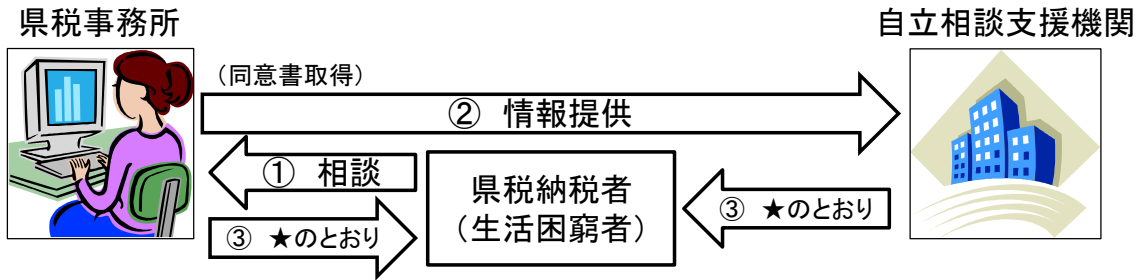
県税事務所における納税相談で相談者の生活困窮が判明した場合や、自立相談支援機関(※)に相談された方が県税を滞納されている場合に、必要に応じて相互の機関が情報を共有し、生活困窮状態を解消し、県税を継続して納税していただけるよう、県と市町が連携した取組を平成29年5月1日から開始した。

※自立相談支援機関…生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立相談支援事業を行う機関

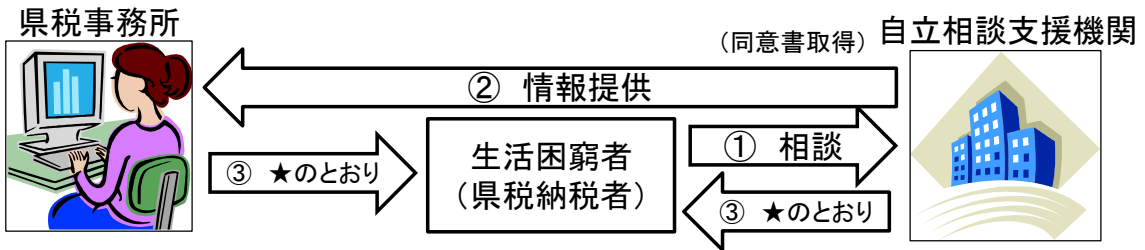
各市：担当部局または委託先である社会福祉協議会

各町：県健康福祉事務所

(イ) 取組のイメージ



★情報提供後の対応
(自立相談支援機関)
相談の結果必要な場合は、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施その他の支援を行う。
(県税事務所)
自立相談支援機関が支援する場合、連携・協議のうえ、必要に応じて、地方税法に基づく納税の猶予等を行う。



事務所別の滞納額および徴収率の推移

[単位：千円、%]

		平成23年度		平成24年度		増減		平成25年度		増減		平成26年度		増減		平成27年度		増減		平成28年度		増減	
		滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率
西部	個人県民税 <small>(所得割・均等割)</small>	767,724	94.5	824,483	94.4	56,759	▲ 0.1	821,362	94.4	▲ 3,120	0.0	812,565	94.5	▲ 8,798	0.1	833,988	94.3	21,424	▲ 0.2	784,085	94.7	▲ 49,903	0.4
	個人県民税 以外の県税	381,235	98.9	334,745	98.9	▲ 46,490	0.0	302,425	99.1	▲ 32,321	0.2	275,086	99.3	▲ 27,339	0.2	258,443	99.4	▲ 16,643	0.1	242,551	99.4	▲ 15,893	0.0
	計	1,148,959	98.0	1,159,228	97.9	10,269	▲ 0.1	1,123,787	98.1	▲ 35,441	0.2	1,087,651	98.3	▲ 36,136	0.2	1,092,432	98.5	4,781	0.2	1,026,636	98.6	▲ 65,796	0.1
南部	個人県民税 <small>(所得割・均等割)</small>	797,296	93.3	808,867	93.4	11,571	0.1	693,824	94.2	▲ 115,043	0.8	667,967	94.5	▲ 25,857	0.3	643,061	94.8	▲ 24,906	0.3	565,326	95.5	▲ 77,735	0.7
	個人県民税 以外の県税	265,373	95.6	216,752	95.6	▲ 48,621	0.0	205,105	95.5	▲ 11,647	▲ 0.1	158,146	95.8	▲ 46,959	0.3	153,536	96.0	▲ 4,609	0.2	134,574	95.9	▲ 18,962	▲ 0.1
	計	1,062,669	94.6	1,025,619	94.6	▲ 37,051	0.0	898,929	95.0	▲ 126,690	0.4	826,113	95.3	▲ 72,816	0.3	796,597	95.5	▲ 29,516	0.2	699,900	95.7	▲ 96,696	0.2
中部	個人県民税 <small>(所得割・均等割)</small>	803,690	92.9	745,062	93.6	▲ 58,628	0.7	641,304	94.3	▲ 103,758	0.7	584,007	94.9	▲ 57,297	0.6	564,402	95.2	▲ 19,605	0.3	501,325	95.7	▲ 63,078	0.5
	個人県民税 以外の県税	234,752	96.1	164,319	96.9	▲ 70,432	0.8	131,265	97.4	▲ 33,054	0.5	113,285	97.8	▲ 17,979	0.4	96,439	97.9	▲ 16,846	0.1	86,125	97.8	▲ 10,314	▲ 0.1
	計	1,038,442	94.1	909,381	94.8	▲ 129,061	0.7	772,569	95.5	▲ 136,813	0.7	697,292	95.9	▲ 75,277	0.4	660,842	96.2	▲ 36,451	0.3	587,450	96.4	▲ 73,392	0.2
東北部	個人県民税 <small>(所得割・均等割)</small>	601,337	93.7	545,132	94.3	▲ 56,206	0.6	494,166	94.8	▲ 50,965	0.5	443,296	95.3	▲ 50,870	0.5	391,095	95.9	▲ 52,201	0.6	339,801	96.5	▲ 51,294	0.6
	個人県民税 以外の県税	102,029	97.3	88,019	97.6	▲ 14,010	0.3	83,211	97.6	▲ 4,808	0.0	72,301	97.8	▲ 10,910	0.2	60,542	97.9	▲ 11,759	0.1	52,127	98.3	▲ 8,414	0.4
	計	703,366	94.9	633,151	95.4	▲ 70,216	0.5	577,377	95.7	▲ 55,774	0.3	515,597	96.1	▲ 61,780	0.4	451,637	96.6	▲ 63,960	0.5	391,929	97.1	▲ 59,708	0.5
自動車	個人県民税 <small>(所得割・均等割)</small>																						
	個人県民税 以外の県税	57,672	98.1	47,267	98.6	▲ 10,405	0.5	44,504	98.7	▲ 2,763	0.1	38,502	98.3	▲ 6,002	▲ 0.4	36,251	98.8	▲ 2,252	0.5	32,331	98.8	▲ 3,920	0.0
	計	57,672	98.1	47,267	98.6	▲ 10,405	0.5	44,504	98.7	▲ 2,763	0.1	38,502	98.3	▲ 6,002	▲ 0.4	36,251	98.8	▲ 2,252	0.5	32,331	98.8	▲ 3,920	0.0
県計	個人県民税 <small>(所得割・均等割)</small>	2,970,047	93.7	2,923,543	93.9	▲ 46,505	0.2	2,650,657	94.4	▲ 272,886	0.5	2,507,835	94.7	▲ 142,822	0.3	2,432,546	95.0	▲ 75,288	0.3	2,190,537	95.5	▲ 242,009	0.5
	個人県民税 以外の県税	1,041,062	97.9	851,103	98.0	▲ 189,959	0.1	766,509	98.1	▲ 84,594	0.1	657,320	98.4	▲ 109,189	0.3	605,211	98.7	▲ 52,109	0.3	547,707	98.7	▲ 57,504	0.0
	計	4,011,109	96.4	3,774,646	96.5	▲ 236,463	0.1	3,417,166	96.8	▲ 357,480	0.3	3,165,155	97.1	▲ 252,011	0.3	3,037,758	97.4	▲ 127,397	0.3	2,738,244	97.6	▲ 299,512	0.2

※四捨五入により合計が合わない場合がある。

税外未収金の共同管理について

参考資料4-5

1 共同管理の概要

支払督促、訴訟等の法的措置を前提として回収を図る未収事案を未収金所管所属と財政課（債権回収特別対策室）の共同管理とし、財政課（債権回収特別対策室）において未収金の回収業務を行う。

未収金所管所属は、未収金の会計上の管理、財政課（債権回収特別対策室）による回収への協力を行う。

2 平成28年度決算における未収金額等（税外未収金）

年度	所属数	債権数	実人数 (人)	未収金額 (百万円)
平成28年度	23	56	3,278	4,270
平成27年度	24	54	3,286	3,444
増減	▲1	2	▲8	826 (※うちRD 816)

※(株)アール・ディエンジニアリングによる
土壌汚染に関する行政代執行費用

【参考】平成28年度決算における債権種別ごとの未収金額

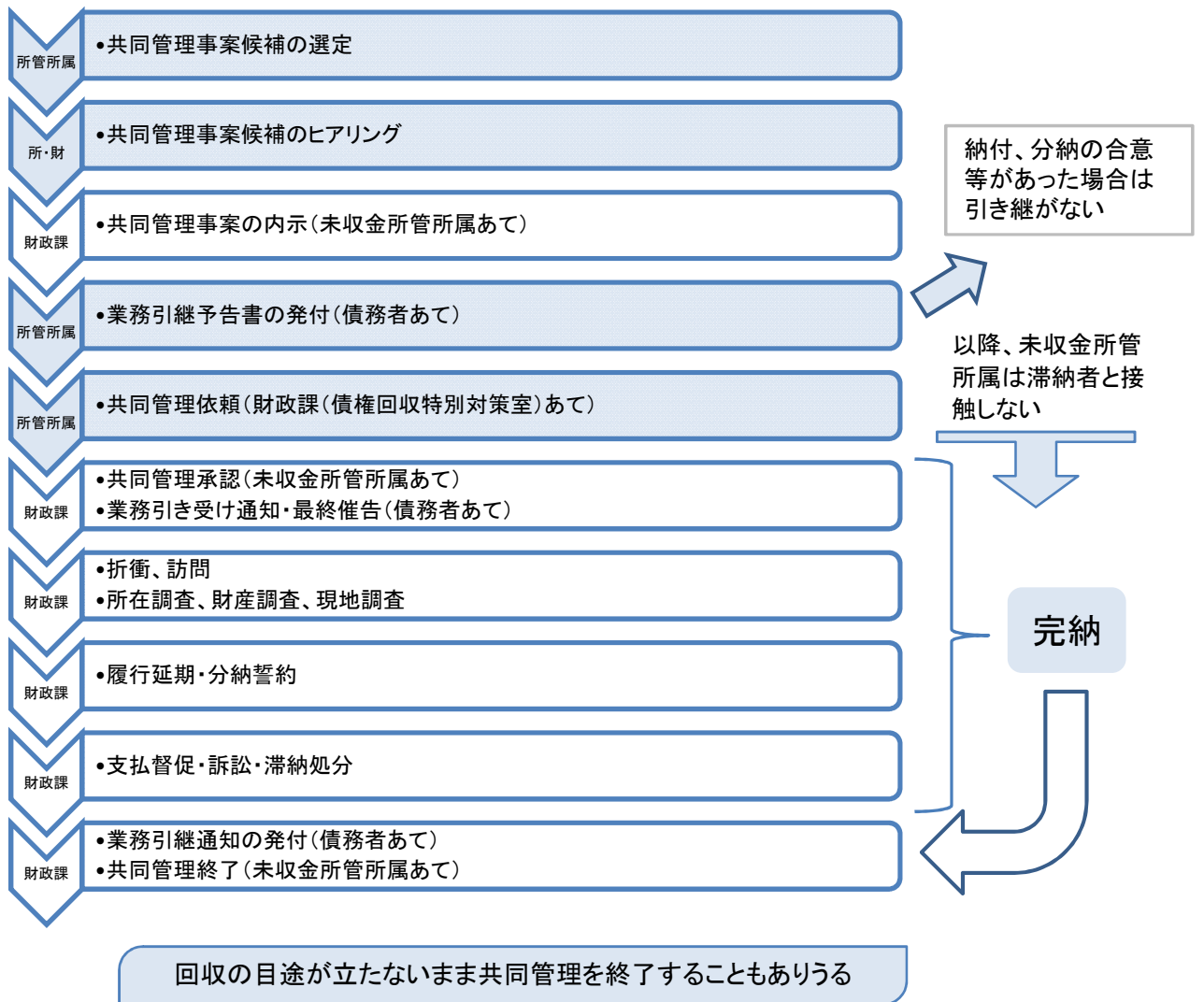
債権種別	実人数 (人)	未収金額 (百万円)
強制徴収公債権	745	3,246 (うちRD 3,157)
非強制徴収公債権	125	18
私債権	2,408	1,006

3 共同管理債権について

所属	事業	種別	金額 (円)	件数
医療政策課	滋賀県看護職員修学資金貸付金	私債権	3,745,792	9
	滋賀県立看護師養成所授業料資金貸付金	私債権	3,196,694	7
健康寿命推進課	未熟児養育医療自己負担金	強制	546,077	23
子ども・青少年局	児童扶養手当返納金	非強制	161,100	2
	滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金	私債権	41,700	1
	滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	私債権	9,037,961	39
	滋賀県母子家庭通学資金貸付金	私債権	47,363	1
住宅課	県営住宅家賃	私債権	934,100	3
教育総務課	滋賀県立高等学校に係る授業料	非強制	274,020	6
	滋賀県奨学資金貸与金	私債権	101,586,645	310
合計			119,571,452	401

H29.12.31

4 共同管理の流れ



過去の行財政改革における事業費の削減（主なもの）

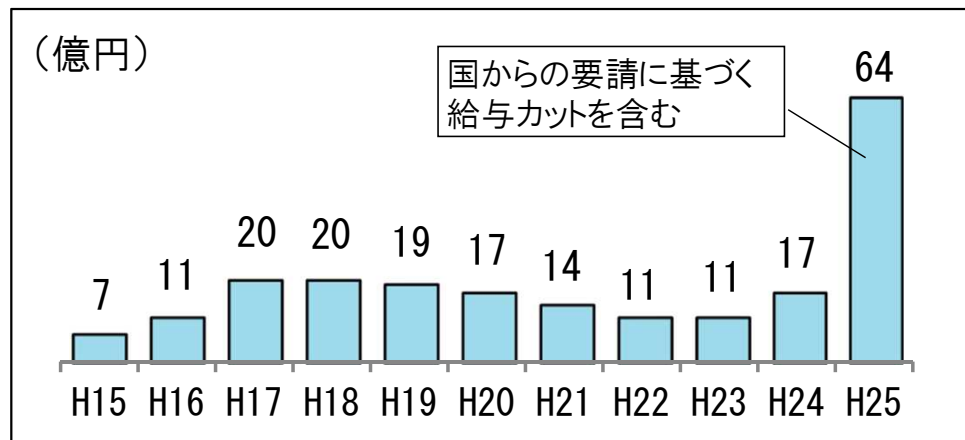
※削減額は、期間中の最大額を表す。

方針名	主な見直し内容 ※計画策定時の一般財源ベース（百万円）
財政構造改革プログラム （H15～17） 削減額 <u>104億円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村振興総合補助金△301 ・市町村振興資金貸付事業（特別会計繰出金）△160 ・びわ湖ホール自主事業補助金△86 ・公共（補助造林△185、補助土地改良△776、単独土木△2,803） ・老人福祉施設等整備事業費補助金△279 ほか
財政危機回避のための改革プログラム（H17～19） 削減額 <u>168億円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村振興総合補助金△354 ・私立学校振興補助金△325 ・市町村振興資金貸付事業（特別会計繰出金）△384 ・福祉医療費助成事業等△605 ・鉄道整備促進事業費△208 ・公共（土地改良△698、補助土木△2,557、単独土木△478）ほか
財政構造改革プログラム （H20～22） 削減額 <u>225億円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町合併支援特例交付金△150 ・県立大学運営費交付金△142 ・国民健康保険給付対策費補助△148 ・公共（補助土地改良△171、単独土木△464、直轄土木△644） ・学校運営費、教職員旅費等△123 ほか
財政改革推進計画 （H23～26） 削減額 <u>32億円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学運営費交付金△62 ・県立老人福祉施設管理運営費△121 ・公共（補助土地改良△151、補助土木△173、直轄土木353） ・教育用コンピュータ等整備△43 ほか

過去の行財政改革における人件費の削減

■給与カットによる削減額(累計 211億円)

(削減額)



(給与カット率)

年度	給料・地域手当					期末 勤勉
	部次長	課長	参事	その他	若手	
H15	3%	2%	0.5%			
H16	3%	2%	1%			
H17	5%	3%	2%			
H18	5%	3%	2%			
H19	5%	3%	2%	1.5%		
H20	6% (15%)	4% (10%)	2.5% (10%)	1.5% (10%)		加算額 の10%
H21	6% (25%)	4% (20%)	2.5% (20%)	1.5% (15%)		
H22	6% (25%)	4% (20%)	2.5% (20%)	1.5% (15%)		
H23	6% (10%)	4% (10%)	2.5% (10%)	0.8% (10%)	0.5%	
H24	7% (20%)	5% (20%)	3.5% (20%)	1.3% (20%)	1%	
H25	6% (10%)	4% (10%)	2.5% (10%)	0.8% (10%)		
H25 (7月~)	9.77% (10%)	9.77% (10%)	7.77% (10%)	7.77% (10%)	4.77%	

■定数削減

方針名	取組期間	削減実績
滋賀県行政改革大綱	H11~H13	75人
新行革大綱	H18~H19	845人
新しい行政改革の方針	H20~H22	
滋賀県行財政改革方針	H23~H26	120人
計		1,040人

※()は管理職手当のカット率

「滋賀県行財政改革方針」実施計画（平成 23～26 年度）
取組項目(37) 「財政健全化に向けた取組～財政改革推進計画～」
（事業費の見直しに係る箇所を抜粋）

(ア)事業費 約 25 億円

厳しい財政状況の中でも、県として実施すべき事務事業については、精査、工夫を加え、維持、継続を図ることに留意しつつ、事務事業全般について、抜本的な見直しを行う。

a 内部事務経費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約 7 億円

施策全般について、今一度原点に立ち返り、その必要性や効果性等を厳しく見極め、抜本的な見直しを行う。

特に、県が実施主体となる事務事業については、存廃の観点から見直しを行うとともに、引き続き実施する場合においても、手法等の見直しを行うなどにより、一層の効率化、合理化に努める。

<主なもの>

- 廃止
 - ・水環境科学館管理運営費
 - ・名古屋観光物産情報センター管理運営委託
- 事業内容等の見直し
 - ・県政広報誌の発行・テレビ放送委託料
 - ・県有庁舎管理費
 - ・琵琶湖博物館管理運営費

b 補助金等の見直し 約 4 億円

補助金等については、「近接および補完の原則」の考え方を基本に、専門性や広域性といった県の担うべき役割を踏まえ、事業実施主体への単なる負担転嫁とならないよう留意しながら、役割分担について改めて検証するとともに、事業そのものの必要性や事業目的の達成状況、実施状況など個々の実情も見極めながら見直しを行う。

<主なもの>

- 廃止
 - ・さらなる権限移譲支援交付金
 - ・近江の園芸特産チャレンジャー事業費補助金
 - ・地域教育力向上支援事業補助金
- 補助対象事業・補助率等の見直し
 - ・福祉医療費支払手数料補助金
 - ・小規模事業経営支援事業費補助金
 - ・地方バス路線維持費補助金

c 投資的経費の重点化・効率化 約 10 億円

社会資本整備などの投資的経費については、それぞれの分野におけるこれまでの整備状況も踏まえ、ストックマネジメントの観点から、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るなどの工夫を行うとともに、事業箇所の緊急性や必要性を十分見極め、必要に応じ進度調整を行いながら整備を進める。

<主なもの>

➤ 廃止

- ・地上デジタルテレビ中継局整備事業

➤ 進度調整

- ・林野公共事業
- ・土地改良公共事業
- ・土木公共事業

d 公社、事業団等に対する財政支出の見直し等 約 4 億円

平成 21 年 12 月に策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」を踏まえ、公社、事業団等が管理している公の施設の管理運営内容等の見直しを行うとともに、病院事業など県が繰出金を支出している公営企業会計等においても、組織体制や事業の実施手法等の見直しなどにより効率的な運営を徹底し、県の財政支出を削減する。

<主なもの>

➤ 廃止

- ・日野溪園管理運営費
- ・県立老人福祉施設管理運営費

➤ 事業内容等の見直し

- ・公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金
- ・文化施設管理運営費
- ・病院事業繰出金